

令和5年度以降のごみ処理体制について

令和5年度に北部環境事業所新2号炉の供用が開始されることから、ごみ処理体制について次のとおり実施する予定です。

1 ごみ収集体制等について

北部環境事業所及び石名坂環境事業所へのごみ搬入割合が大きく変更となるため、北部区域を直営、南部区域を株式会社藤沢市興業公社（以下「公社」という。）が収集する体制に再編成を行います。

この変更に伴い、一部区域割や収集日程の見直しを行い、収集日程カレンダーやごみ分別アプリ等で周知します。

令和4年2月市議会定例会厚生環境常任委員会の報告では、本市が公社の遠藤事業所を購入した後、環境事業センター南部収集事務所を公社に売却する計画としていましたが、南部収集事務所の施設修繕工事にあたり、建築資材等の価格高騰などにより、公社が当該資金を確保できないため、購入を断念するとの申し出があり、売買を中止しました。

このことによる、報告した収集業務への影響はありません。

また、ごみ収集車等の駐車スペースやペットボトルの一時保管場所等については、近隣の公共用地の活用又は民間用地の借入れ、EVごみ収集車導入に必要な充電設備スペースについては、導入状況に合わせて検討します。

【収集日程の変更に伴う周知スケジュール】

(令和4年)	
11月	変更対象自治会・町内会の会長及び環境衛生部長、管理組合等へ通知
(令和5年)	
1月下旬 ～ 2月上旬	変更対象者へポスティング周知
2月下旬	令和5年度区域別収集日程カレンダー配布 広報ふじさわ（2月25日号掲載予定）
3月	藤沢市ごみ分別アプリ（ポップアップ機能）、 藤沢市公式LINEアカウント、ホームページ等で周知

2 ごみ処理施設体制について

北部環境事業所の新2号炉については、工事も順調に進み令和4年12月から段階的に試運転を実施しています。

令和5年度から本稼働することに伴い、焼却量が市域のごみ排出量の7割程度に増加することにより、発電量も増え、市の施設の4割程度の電力を賄う予定です。

石名坂環境事業所については、令和4年度から「長寿命化総合計画策定」、「生活環境影響調査」等を行い、その後令和6年度から大規模整備工事に着手し、令和11年度から施設を稼働する計画としています。

3 事業系ごみの指導強化について

焼却施設に搬入する事業者を対象とした展開検査を毎月10日間程度に増やし、事業系廃棄物の適正な搬入の促進と指導を強化します。

このことに伴い、「藤沢市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」及び同条例施行規則を改正し、受入れ基準を条例に定め、基準に従わない場合、施設への受入れを拒否できるなど、指導に実効性を持たせます。

4 キャッシュレス化等について

(1) 大型ごみについて

大型ごみの収集予約については、チャットボットや画像検索機能での予約受付を11月から実施しました。

令和5年4月からは、予約時にクレジット決済できる機能を追加します。

また、ごみ処理施設に大型ごみを持ち込む場合についてもキャッシュレス化を実施します。

【チャットボットイメージ図】

令和5年4月追加機能

【ごみ検索画面】

【大型ごみ受付画面】

【クレジット決済画面】



(2) ごみ処理施設での一般廃棄物処理手数料について

市民が直接処理施設へ可燃ごみ、不燃ごみ等を持ち込む際の一般廃棄物処理手数料についても、令和5年10月を目途にキャッシュレス化を実施する予定です。

5 その他の取組について

- (1) ごみ収集システムのDX化として、ごみ収集車にGPS付タブレット端末を搭載し、手書き集計や入力作業の自動化、運行状況、収集作業を見える化します。
これにより、事務の効率化が図られるとともに、市民対応や要望にも素早く対応ができるなど効果が見込めるため、令和5年度の導入に向けて検討を進めています。
- (2) プラスチックごみ削減を目的として、買い物の際にレジ袋の代わりに指定収集袋を1枚ずつ購入できるよう令和4年12月から本庁舎1階のコンビニエンスストアで試行実施しています。
- (3) 事業系一般廃棄物の日曜日の受入れについては、令和5年4月から開始します。

以 上

(事務担当 環境部 環境総務課、環境事業センター、
北部環境事業所、石名坂環境事業所)